

荒川区放課後子ども教室事業実施要綱

平成 23 年 3 月 31 日
(22 荒子児第 2841 号)
(副 区 長 決 定)
平成 24 年 2 月 3 日一部改正
平成 25 年 1 月 23 日一部改正
平成 25 年 9 月 2 日一部改正
平成 26 年 11 月 25 日一部改正
平成 27 年 11 月 2 日一部改正
平成 31 年 3 月 28 日一部改正
令和元年 9 月 26 日一部改正
令和 2 年 3 月 11 日一部改正
令和 3 年 6 月 21 日一部改正
令和 7 年 1 月 8 日一部改正
令和 8 年 3 月 23 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域住民の協力を得て、小学校の放課後等に児童が安全に、かつ、安心して活動できる場所を設けるとともに、当該場所における遊び、勉強、スポーツ、文化活動など様々な活動を通して、児童間及び地域住民との交流を図ることができる事業（以下「放課後子ども教室事業」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 放課後子ども教室事業の内容は、区立小学校内の教室等の施設を活用して、地域住民の協力を得て実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 専用室、体育館、校庭等での遊びやスポーツの支援及び指導
- (2) 図書室等での自習や読書等に係る指導
- (3) 理科実験、調理等の体験機会の提供
- (4) 文化活動の支援及び指導
- (5) 異学年、地域住民等との交流活動の支援
- (6) 荒川区学童クラブの運営に関する条例（平成 10 年荒川区条例第 35 号）に基づき実施する学童クラブ事業との連携事業
- (7) 前各号に定めるもののほか、区長が前条の目的を達成するために適当と認める事業

(施設の基準)

第 3 条 放課後子ども教室事業を実施する施設の基準は、おおむね次のとおりとする。ただし、区長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 小学校の図書室、教科室、校庭、体育館等を使用した活動の場があること。
- (2) 遊具、図書、児童の所持品を収納するためのロッカー等があること。

(通称)

第 4 条 放課後子ども教室事業の通称は、にこにこすくーとする。

(実施場所等)

第 5 条 放課後子ども教室事業を実施する場所及び名称は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

(休業日)

第6条 放課後子ども教室事業の休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和20年法律第178号)に規定する休日
- (2) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(実施時間)

第7条 別表1に定める放課後子ども教室事業の実施時間は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 月曜日から金曜日まで 放課後子ども教室事業の実施小学校(以下「実施小学校」という)の下校時から午後6時まで
- (2) 土曜日 午前9時から午後5時まで
- (3) 実施小学校の長期休業日(荒川区立学校の管理運営に関する規則(昭和53年荒川区教育委員会規則第2号)第3条の2に定める夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日。以下同じ。)及び休校日(土曜日を除く。) 午前9時から午後6時まで

2 別表2に定める放課後子ども教室事業の実施時間は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 月曜日から金曜日まで 実施小学校の下校時から午後5時まで
- (2) 土曜日 午前9時から午後5時まで
- (3) 実施小学校の長期休業日及び休校日(土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで

3 前各項の規定にかかわらず、区長は、実施小学校の長期休業日(土曜日を除く。)における実放課後子ども教室事業の開始時間について、特に必要があると認めるときは、次のとおり午前9時より前とすることができる。

- (1) 朝時間 午前8時30分から
- (2) 特別朝時間 午前8時15分から

(対象児童等)

第8条 放課後子ども教室事業の利用登録ができる者は、実施小学校に在籍する児童又は実施小学校に在籍しない児童のうち実施小学校の通学区域(荒川区立学校の通学区域に関する規則(昭和54年荒川区教育委員会規則第2号)第2条に規定する通学区域をいう。以下同じ。)内に住所を有する児童であって、集団生活が可能であるもの(以下「対象児童」という。)とする。ただし、区長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 放課後子ども教室事業の利用登録を受けた対象児童が利用することができる放課後子ども教室事業は、次の各号に掲げる対象児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める実施小学校において実施する放課後子ども教室事業とする。ただし、区長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 実施小学校に在籍する児童である対象児童 当該対象児童が在籍する実施小学校
- (2) 実施小学校に在籍しない児童のうち実施小学校の通学区域内に住所を有する児童である対象児童 その通学区域内に当該対象児童の住所がある実施小学校

(定員)

第9条 放課後子ども教室事業の定員は、原則として定めないものとする。ただし、施設等の管理運営上定員を設けることがやむを得ないと区長が認める場合は、この限りでない。

(登録申請)

第10条 放課後子ども教室事業を利用する対象児童の保護者は、事前に登録をしなければならない。

2 前項の登録は、にこにこすくーる登録申請書（別記第1号様式）により、区長に申請するものとする。

（登録承認）

第11条 前条の規定による申請に対する承認は、にこにこすくーる登録台帳（別記第2号様式）への必要な事項の記載をもって行うものとする。

2 区長は、前項の承認をするに際して、運営上必要な利用条件を付することができる。

（登録の有効期間）

第12条 前条の規定による登録の有効期間は、登録日が属する年度の末日までとする。

（事業の実施体制）

第13条 放課後子ども教室事業は、子ども家庭部と教育委員会事務局との共管で実施する。

2 放課後子ども教室事業を、関係する者が連携して効果的に実施するため、区及び実施校に別で定める委員会を設置する。

3 放課後子ども教室事業は、地域の協力を得て実施するものとし、地域の協力に関する事項は別に定めるものとする。

（朝時間等の対象児童）

第14条 朝時間及び特別朝時間（以下「朝時間等」という。）の対象となる児童は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者とする。

（1） 朝時間対象児童 当該児童の保護者が出勤等のため居宅を出る時間（保護者が居宅を出る時間のうち遅い方をいう。以下同じ。）が恒常的に午前8時30分以前である者

（2） 特別朝時間対象児童 当該児童の保護者が出勤等のため居宅を出る時間が恒常的に午前8時15分以前である者

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める者については、朝時間等の対象児童とすることができる。

（朝時間等の利用の申請）

第15条 朝時間等の利用の申請は、にこにこすくーる朝時間等利用（新規・変更）申請書（別記第3号様式）に、就業証明書（別記第4号様式）その他区長が必要と認める書類を添えて、行わなければならない。

（朝時間等の利用の承認）

第16条 区長は、前条の申請があった場合は、保護者が出勤等のため居宅を出る時間等について審査を行い、承認するときは、にこにこすくーる朝時間等利用承認通知書（別記第5号様式）により、承認しないときは、にこにこすくーる朝時間等利用不承認通知書（別記第6号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（朝時間等の利用の中止）

第17条 保護者は、朝時間等の利用の必要がなくなった場合は、速やかににこにこすくーる朝時間等利用中止届（別記第7号様式）を提出しなければならない。

（朝時間等の承認内容の変更等）

第18条 第16条の規定により朝時間等の利用の承認を受けた内容について変更するときは、あらかじめにこにこすくーる朝時間等利用（新規・変更）申請書に、区長が必要と認める書類を添えて

申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認等については、第16条の規定を準用する。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、放課後子ども教室事業の実施及び運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局教育部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第11条の規定は、同年3月31日から施行する。
- 2 荒川区放課後子どもプランモデル事業実施要綱（平成19年3月12日付け18荒子計第2042号助役決定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月3日から、施行する。
- 2 改正後の別表に規定する第九峽田小学校及び尾久第六小学校において、放課後子どもプラン事業を利用するための手続については、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月23日から、施行する。
- 2 改正後の別表に規定する大門小学校及び第二日暮里小学校において、放課後子どもプラン事業を利用するための手続については、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成25年9月2日から、施行する。
- 2 改正後の別表に規定する瑞光小学校、尾久西小学校及び赤土小学校において、放課後子どもプラン事業を利用するための手続については、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から、施行する。
- 2 公布後の別表1及び2に規定する放課後子ども教室事業を利用するための手続については、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から、施行する。
- 2 公布後の別表1及び2に規定する放課後子ども教室事業を利用するための手続については、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から、施行する。
- 2 公布後の別表1及び2に規定する放課後子ども教室事業を利用するための手続については、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 朝時間等の利用に係る準備行為については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第5条・第7条関係）

実施小学校	名称
瑞光小学校	瑞光にこにこすくーる
汐入東小学校	汐入東小にこにこすくーる
尾久第六小学校	尾久六にこにこすくーる
尾久宮前小学校	宮前にこにこすくーる
第一日暮里小学校	一日小にこにこすくーる

別表2（第5条・第7条関係）

実施小学校	名称
第二瑞光小学校	二瑞小にこにこすくーる
第三瑞光小学校	三瑞小にこにこすくーる
汐入小学校	汐入小にこにこすくーる
第六瑞光小学校	六瑞小にこにこすくーる
峡田小学校	峡田小にこにこすくーる
第二峡田小学校	二峡小にこにこすくーる
第三峡田小学校	三峡小にこにこすくーる
第四峡田小学校	四峡小にこにこすくーる
第五峡田小学校	五峡小にこにこすくーる
第七峡田小学校	七峡小にこにこすくーる
第九峡田小学校	九峡小にこにこすくーる
尾久小学校	尾久小にこにこすくーる

尾久西小学校	尾久西にここにこすくーる
赤土小学校	赤土小にここにこすくーる
大門小学校	大門小にここにこすくーる
第二日暮里小学校	二日小にここにこすくーる
第三日暮里小学校	三日にここにこすくーる
第六日暮里小学校	六日小にここにこすくーる
ひぐらし小学校	ひぐらし小にここにこすくーる

にこにこすくーる登録申請書

年 月 日

荒川区長 殿

第8条の対象児童に該当しているので、下記のとおり、にこにこすくーるに、保険料（年額円）を添えて参加登録を申請します。

※学年は、 年4月1日現在で記入してください。

受付番号			
ふりがな 児童氏名	男 女	学 年 生年月日	年 月 組 日
ふりがな 申請者(保護者)氏名		自 宅 連 絡 先	
住 所			
緊急時連絡先	下記の項目に、氏名・電話番号等をご記入ください。また、() 内には番号をご記入ください。緊急時は番号順にご連絡します。		
	1 氏名 _____ [続柄: _____] () 携帯電話 _____ () 勤務先 会社名: _____ 連絡先: _____		
	2 氏名 _____ [続柄: _____] () 携帯電話 _____ () 勤務先 会社名: _____ 連絡先: _____		
3 氏名 _____ [続柄: _____] () 携帯電話 _____ () 勤務先 会社名: _____ 連絡先: _____			
兄弟姉妹	小学校に在籍する兄弟姉妹についてご記入ください。 ① 氏名 _____ 年 組 ② 氏名 _____ 年 組		
学童クラブの利用	利用予定: 無・有 (学童クラブ名: () 学童クラブ)		
連絡事項	※特に伝えておきたいことがありましたらご記入ください。		
特別な配慮の 必要性について	【健康状態】良好・不調 (病名等:) 【障がい等】無・有 () 身体障害者手帳 級・愛の手帳 度・精神障害者保健福祉手帳 級 <特記事項> お子さんを安全にお預かりするため、病気や障がい等により、特別な配慮が必要な児童については、集団生活が可能かどうか、障がいの程度や状況、施設的环境等を総合的に考慮した上で、登録の承認について決定します。予めご了承の上、申請ください。		

- ※ 申請に当たって、以下のことを確認し、同意します。
- 対象児童に該当しないことが判明した場合又は利用条件に反した場合には、登録承認の取消し又は利用停止になる場合があること
 - 保険加入に当たり、児童の氏名、性別及び年齢について、保険会社に提供すること

にこにこすくーる朝時間等利用（新規・変更）申請書

いずれかに○をしてください。

令和 年 月 日

荒川区長 殿

ふりがな

（保護者）氏 名

住 所

電話番号 ()

下記のとおり () にこにこすくーるの朝時間の利用を申請します。

記

ふりがな		学年	年
児童名①			
ふりがな		学年	年
児童名②			
ふりがな		学年	年
児童名③			
申請時間	☐ 午前8時30分～午前9時（朝時間） ☐ 午前8時15分～午前9時（特別朝時間） ※申請する区分に☑を記入してください。		

【備考】※勤務時間の開始時刻及び通勤時間は就業証明書に記載された時間を記入してください。

※深夜勤務（午前0時を超える勤務）の場合、裏面から「深夜勤務」を選択してください。

	父	母
① 勤務時間の開始時刻（時間外勤務を含む）	午前 時 分	午前 時 分
② 通勤時間	時間 分	時間 分
③ 自宅を早く出なければならない事由がある場合はあてはまる理由を選び、時間を記入してください。 ※各項目30分を超える場合、具体的な理由を記入してください。	・始業前の準備作業（ 分） ・保育園等の送り迎え（ 分） ・その他（具体的に： 分） ※各項目30分を超える理由 〔 〕	・始業前の準備作業（ 分） ・保育園等の送り迎え（ 分） ・その他（具体的に： 分） ※各項目30分を超える理由 〔 〕
④ 実際に自宅を出る時間 （①－②－③）	午前 時 分	午前 時 分

(その他の事由①)

児童との続柄	父 ・ 母
事由	深夜勤務 ・ 出産 ・ 通院 ・ 入院 ・ 自宅療養 ・ 看護 ・ 介護 ・ 就学 ・ 不存在 ・ その他
具体的な状況	

(その他の事由②)

児童との続柄	父 ・ 母
事由	深夜勤務 ・ 出産 ・ 通院 ・ 入院 ・ 自宅療養 ・ 看護 ・ 介護 ・ 就学 ・ 不存在 ・ その他
具体的な状況	

- * 乗換案内ソフト等で示される通勤経路を記入してください。それ以外の通勤経路を利用の際は、理由を書いてください。
- * 通勤時間は、自宅と職場の直行経路による時間です。保育園の送迎の時間等は含めることはできません。
- * 大幅に所要時間を超えている場合は、区が修正した内容で指数計算する場合があります。

にこにこすくーる朝時間等利用承認通知書

年 月 日

（保護者）

_____様

荒川区長

さきに申請のあったにこにこすくーるの朝時間等の利用について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

児 童 名	
にこにこすくーる名	
朝 時 間 等 の 利 用 承 認 時 間	☐ 午前8時30分～午前9時（朝時間） ☐ 午前8時15分～午前9時（特別朝時間）
承 認 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで ※ただし、朝時間等の利用については、荒川区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年9月25日荒川区教委規則第2号）第3条の2に定める夏季休業日、冬季休業日、春季休業日（土曜日を除く）に限る
特 記 事 項	

問合せ
電話 （3802）3111 内線

にこにこすくーる朝時間等利用不承認通知書

年 月 日

（保護者）
_____様

荒川区長

さきに申請のあったにこにこすくーるの朝時間等の利用については、下記の理由により不承認となりましたので通知します。

記

児 童 名	
にこにこすくーる名	
不 承 認 の 理 由	
備 考	

問合せ
電話 （3802）3111 内線

にこにこすくーる朝時間等利用中止届

令和 年 月 日

荒 川 区 長 殿

（保護者）

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 () _____

下記のとおりにこにこすくーるの朝時間等の利用を中止しますので届け出ます。

記

児 童 名 ①		学年	年
児 童 名 ②		学年	年
児 童 名 ③		学年	年
にこにこすくーる名	にこにこすくーる		
利用を中止する日	令和 年 月 日から		
利用を中止する時間	☐ 午前8時30分～午前9時（朝時間） ☐ 午前8時15分～午前9時（特別朝時間）		